

東近江市立能登川西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）

この法律においては「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

I. いじめ防止等に対する基本的な考え

「いじめは、どの学校、どの学年、どの学級、どの子どもにおいても起こり得る」という基本認識のもとで、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応に努めることが重要と考え、この「東近江市立能登川西小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止・対応に取り組むにあたっては、年間をとおして組織的・継続的な取り組みを行う。そのためには、いじめの対応にあたる教職員の指導力・資質の向上のための研修会や家庭・地域との連携も大切と考える。そして、いじめを生まない学校・学級づくりとして、学校・学級の中の良き人間関係づくりに重きを置いた教育活動の充実を図る。

II. いじめ防止・対応等のための対策の基本事項とその内容

1. いじめ防止（未然防止のための取り組み）

いじめ未然防止のためには、「いじめは、どの学校、どの学年、どの学級、どの児童においても起こり得る」という認識をすべての教職員がもつことが必要である。また、より根本的にいじめ問題を克服するためには、全校児童を対象としたいじめ未然防止のための取り組みが重要です。そこで年間を見通した予防的な教育活動を計画し、全校協力共働体制で実施する必要がある。

①道徳教育の充実

いじめは、子ども達の道徳的判断力の欠如、未熟さから起こるものなので、道徳の授業が重要となってくる。いじめは、人を思いやる心や人権意識の欠如によって起こるものであり、「いじめはしない、いじめを見過ごさない、いじめは許さない」という人間性豊かな心や規範意識・自尊感情・自己有用感・社会性・思いやる心を育てることが大切である。そこで、道徳の授業において学級の実態に合った資料内容を検討してあつかうことが重要となる。

②人権教育の充実

子ども達にいじめは、人権を踏みにじる行為であり、絶対に許されないものであることを理解させることが大切である。いじめは、いつ起こるかわからないものであるため、年間をとおして人権教育の基盤である生命尊重の精神や鋭

い人権感覚を育む必要がある。特に11月中頃から12月上旬における人権月間においては、人権意識の高揚を図る。

③コミュニケーション能力の育成

人の痛みや感情を共感的に受容する力や感受性を身につけて、対等な人間関係を築くことが重要である。また弱い立場の者へのいたわりの心や思いやりの心を育てることも大切である。（たてわり活動）

2. いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

いじめは、見えにくく気付きにくいものである。見逃してしまうとより深刻な状況を招いてしまう。いじめを早期発見し迅速な対処が、早期解決につながる。教職員は、子ども達の些細な変化を敏感に察し、いじめを見逃さない認知能力を高める必要がある。

①日常の観察

授業中の言動をはじめ、朝・中休み・昼休みなどの時の雑談や子ども達の様子を観察し、些細なことでも見逃さない。

②日記や連絡帳

日記や連絡帳を活用して、担任と子ども・保護者が日常的に連絡を密にする。気になる内容については、家庭訪問をして迅速に対応する。

③あのね週間

学期に1回実施して、子ども一人一人から直に声を聞いたり、些細な言葉や表情を敏感に感じ取り、早期発見を図る。

④おあしす相談

月1回の相談日に担任やその他の教職員に日頃の悩みを相談する機会を与えて、早期発見対応につなげる。

3. いじめの対処

子どもからいじめの相談を受けた段階、または、いじめを確認した段階では、もうすでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要がある。そこで速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き対処する。

①いじめられた子といじめを知らせてきた子の安全を確保

いじめられた子といじめを知らせてきた子の話を聞く時は、他の子に分からないよう時間と場所に慎重な配慮が必要である。また事実確認は、いじめられた子といじめた子を別々の場所で行うことが重要である。そして、事実確認の後の教室での子ども達の様子にも目を配ることが大切である。

②事実確認の内容の共有

いじめの事実確認においては、いじめた子から、いじめを行うに至った経緯と心情を詳しく聞き取る。また周りの子ども達や保護者からも詳しい情報を得て、全体的にすじの通った正確な事実を把握する。

③関係機関との連携

事実確認の結果は、校長が速やかに東近江市教育委員会に報告し、緊密な連携を図る。

④保護者の協力を要請

教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応する。

⑤いじめを受けた児童またはその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒の立場に立って受容的に事実関係を聴取する。家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童生徒の保護者に事実関係を伝える。複数の教職員で当該児童生徒を見守る。

必要に応じて、いじめを行った児童生徒を別室指導とする等、いじめを受けた児童生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼する。

いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行う。

聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童生徒の保護者に提供する。

⑥いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たる。

⑦いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てる。また、必要に応じ、学級・学年単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。

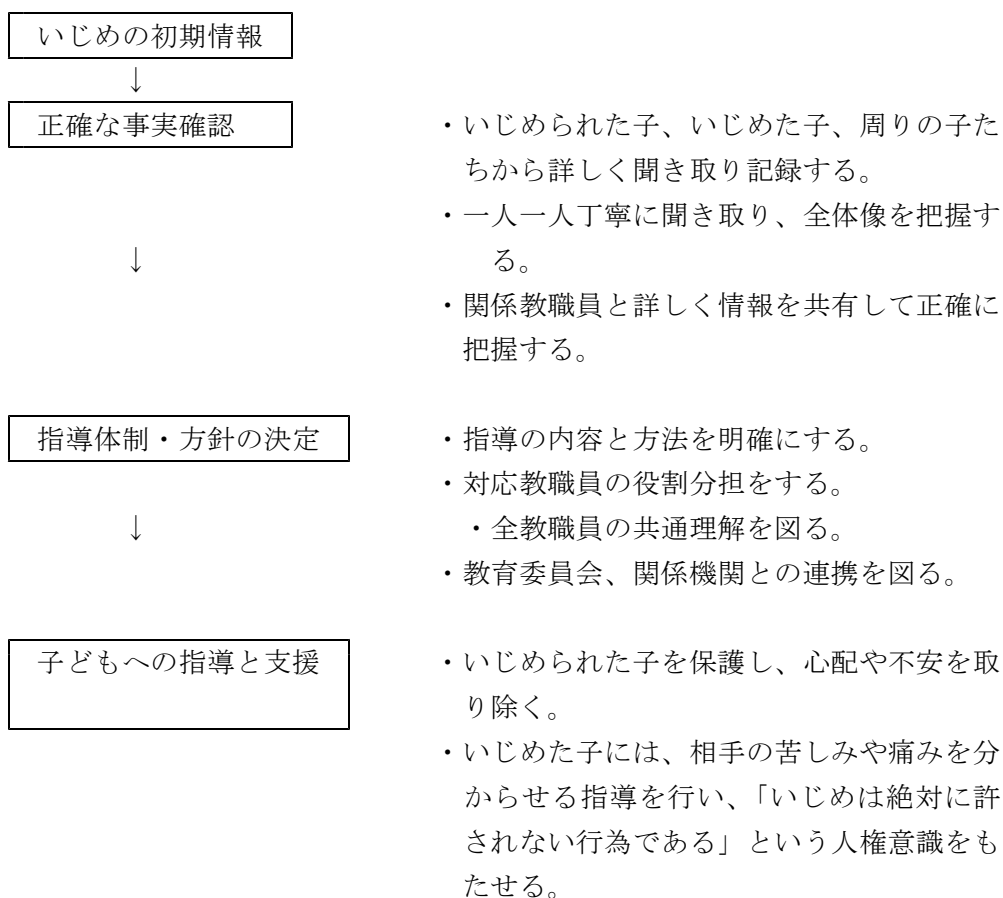
⑧ネット上のいじめへの対応

教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高める。

児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。また、保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促す。

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請する。

いじめ対応の基本的流れ



Ⅲ. 取り組み推進体制

1. 校内「いじめ防止対策委員会」

①目的

いじめ防止、いじめ早期発見、いじめへの対処等を組織的・実効的に行うために設置する。

②構成員

校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、低学年・中学年・高学年代表
スクールカウンセラー

③開催

学期に1回開く。必要に応じて委員会を臨時に開くことができる。

Ⅳ. 年間計画（別紙参照）